

事業者向けの支援

音更町産業振興支援補助金

産業連携課産業連携係 内線 722 FAX 42-2696

地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発や新産業創出などを目的とした事業(調査・研究含む)を支援するため、平成24年度から「音更町産業振興支援補助金」を設けています。

次の要件を満たし、助成を希望する人(事業所など含む)は、産業連携課産業連携係に申請してください。

申請の締め切りはありませんが、先着順で審査し、予算内での交付になりますので、希望する人(事業所など)は早めに相談または申請してください。

補助対象事業

- 1 農商工観・産学官連携事業
- 2 6次産業化事業
- 3 新製品および容器・包装などのデザインに係る事業
- 4 起業および新産業・地域ブランド創出のための事業
- 5 食と農交流事業
- 6 前各号に掲げる事業に関する調査研究に関する事業
- 7 その他町長が認める事業

補助対象者

- 1 音更町内に住所があるか、音更町内に店舗、工場などの事業所を設置している人。ただし、市町村税を滞納していないこと。
- 2 事業を連携して行う場合は、代表者を含めて構成員全員が市町村税を滞納していないこと。

補助金額

助成対象経費の2分の1以内(限度額は100万円。ただし「食と農交流事業」に関しては限度額20万円)

音更町空き店舗活用事業補助金

商工観光課商工労政係 内線 732 FAX 42-2696

商店街の活性化を目的に空き店舗を買い取りまたは借り上げて事業を開始しようとする人を支援するため「音更町空き店舗活用事業」を行っています。

▶ 補助対象経費と補助額

補助金の種類	補助対象経費	補助額など
空き店舗改修費および家賃の補助	空き店舗の内外装の改修費および賃借料(月額10万円および対象となる月から12カ月間を限度とします)。 ※6カ月以上継続して事業を行ったものに限りです。	対象経費の2分の1以内で100万円を限度とします。

商工業振興資金

商工観光課商工労政係 内線 732 FAX 42-2696

中小企業のみなさんが事業経営に必要なとする資金を円滑に調達するために、融資制度を設けています。利用をお考えの人は気軽にご相談ください。

▶ 利用の条件

運転資金、設備資金、研究開発資金、小口資金、創業資金の5種類があります。また、融資は全て信用保証協会の信用保証付きとなり、次の条件のほかは金融機関の定めによります。

資金の種類	融資期間	融資限度額	融資利率など
運転資金	7年以内	2,000万円	金融機関の定めによります
設備資金	10年以内		
研究開発資金	10年以内		

資金の種類	融資期間	融資限度額	融資利率など
小口資金(運転資金)	7年以内	1,250万円	金融機関の定めによります
小口資金(設備資金)	10年以内		
創業資金	7年以内	500万円	

※融資は、融資申し込みを受けた金融機関が審査し、申込者に対する北海道信用保証協会の信用保証許諾を確認したうえで決定します。

中小企業退職金共済制度(中退共制度)

中小企業退職金共済本部 ☎ TEL 03-6907-1234

▶ 制度について

中退共制度は、法律で定められた社外積み立て型の退職金制度です。

この制度は、中小企業退職金共済法に基づき設立された中小企業退職金共済事業本部(中退共事業本部)が運営しています。

- 1 事業主が中退共事業本部と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- 2 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- 3 従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて中退共事業本部から退職金が直接支払われます。

▶ 町の掛金助成制度

商工観光課商工労政係 内線 732 FAX 42-2696

音更町では中退共制度の掛金を納付している事業主へ助成制度を設けています。

▶ 助成対象

町内に事業所がある共済契約者(町税を滞納していないこと)。

▶ 助成額の基準

従業員一人につき、1カ月の掛金に100分の20を乗じた額(上限1,000円)を36カ月まで助成します。

▶ 助成金の交付および申請

助成金は、1月～12月までに支払った掛金に対して、年1回交付します。申請は、交付申請書を毎年1月末日までに商工観光課商工労政係に提出してください。

企業誘致優遇制度

商工観光課商工労政係 ☎ 内線 732 FAX 42-2696
企業誘致係 ☎ 内線 734

IC工業団地をはじめとする音更町の指定地域内に工場や事業所の新設、増設、移設をした人に対し、音更町が独自に、優遇支援を行います。

優遇支援制度には、①課税の免除、②事業所立地奨励金の交付、③土地購入資金の利子補給、④雇用増に伴う助成金の交付の4種類があります。

(③、④はIC工業団地のみ)

このほか、音更町商工業振興資金の融資が受けられ、負担した利子の一部と信用保証料の全部が補給されます。

▶ 指定地域位置図



労働者向けの支援

「音更町労働福祉資金」融資

商工観光課商工労政係 内線 732 FAX 42-2696

町内に在住する労働者(労働組合または職員団体の構成員)の福利厚生のため北海道労働金庫帯広支店を通じて、医療、冠婚葬祭、教育、住宅新築などの「生活資金」、「教育資金」、「住宅資金」を融資する制度を設けています。

融資内容は次のとおりですが、融資対象や条件などの詳しい内容は、北海道労働金庫帯広支店(TEL 0155-24-3767)へお問い合わせください。

区分	生活資金	教育資金	住宅資金
融資利率	年1.00%	年0.85%	年1.00%
保証料率	年0.60%～年1.20%	年0.60%～年1.20%	年0.60%～年1.20%
融資金額	150万円以内	150万円以内	500万円
融資期間	7年以内	7年以内	35年以内
その他	—	使途証明が必要	—

※融資利率は、平成27年4月1日現在のものです。

あおぞら共済

商工観光課商工労政係 内線 732 FAX 42-2696

あおぞら共済とは一般財団法人とかち勤労者共済センターの愛称です。あおぞら共済は十勝管内の事業所に働く皆さんの福利厚生のため、市町村から負担金を受け、責任ある運営のもと、個々の事業所では実施困難な福利厚生事業や給付事業を行い、会員の皆さんに、会費以上に心と体のケアをしたり楽しんでいただける事業を進めています。

あおぞら共済のしくみ

あおぞら共済は、十勝管内市町村からの負担金、基本財産の運用利息、会員からの会費でまかなわれています。

- 十勝管内の事業所で働く皆さんを対象とした制度です。
- 働く皆さんの福利厚生の充実を目指して事業所の発展のお手伝いをします。
- 市町村が応援しているので、会費が有効に還元されます。
- 余暇から生活全般にわたる福利厚生制度を目指しています。

給付・助成例

結婚や出産などのお祝金や、見舞金、弔慰金など
十勝川温泉などの利用料金を助成
映画鑑賞、スキー、ゴルフなどの利用料金助成

- 旅行補助…バス旅行など
- 健康診断…定期健康診断、がんドック、人間ドック、脳ドック、乳がん検診など
- 主催事業…ボウリング大会など
- カルチャー教室補助…かちまいアカデミー
道新文化センター帯広教室など
- その他、優待利用

農林業関係の事業

農政課 所管事業 内線 712~719
土地改良課 所管事業 内線 742~747
農業委員会 所管事業 内線 782~783

農政課では、本町の基幹産業である農業の振興を図るとともに、農業経営の効率化を進め、経営基盤の強化の促進を図っています。また、森林の保全や活用など、魅力ある農村社会の形成に努めています。

土地改良課では、農業用の用排水路整備や維持管理、農道の整備などを行っています。また、暗渠排水、石礫除去、客土など農地についての整備や補助も行っています。

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として設置しています。

主な事業名
●農政課
●農家経営対策(利子補給)
●農業後継者確保対策事業
●耕畜連携推進事業
●消費・安全対策事業
●人材育成事業(農業年輪塾ほか)
●農業振興地域管理業務
●人・農地プラン関連事業
●環境保全型農業直接支援対策事業
●町有牧場管理委託
●家畜防疫対策事業
●家畜伝染病特定疾病互助事業
●草地畜産基盤整備事業
●酪農生産基盤強化支援事業
●オサルシナイ林間広場維持管理
●未来につなぐ森づくり推進事業
●私有林除間伐推進事業
●有害鳥獣駆除対策
●町有林管理事業
●団体等補助金・負担金
●土地改良課
●明渠維持管理事業
●用水路等維持費補助
●小規模土地改良事業補助金
●ほ場環境改善支援事業補助金
●基幹水利施設管理事業
●畑地かんがい用水施設維持管理事業
●多面的機能支払事業
●農業水利施設保全合理化事業
●道営土地改良事業負担金
●道営土地改良事業関連調査計画
●ふるさと農道緊急整備事業
●農業委員会
●農業後継者対策

議会・選挙

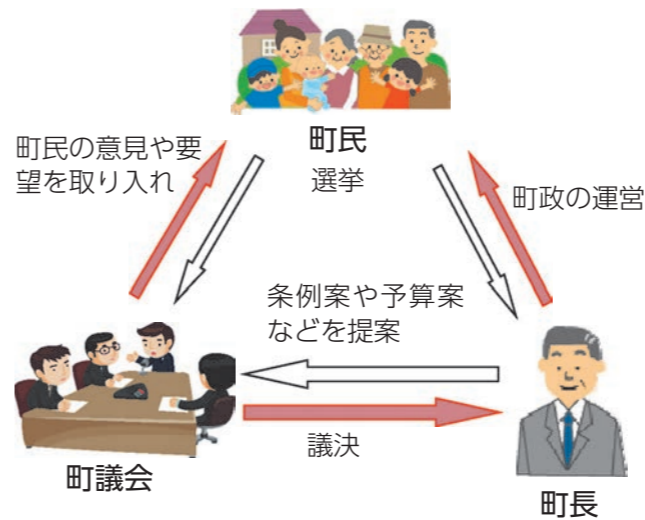
Assembly, election

音更町議会

議会事務局 内線 252 FAX 42-3575

議会の役割

選挙で選ばれた町民の代表である議員は、町の仕事の内容やお金の使い方を審議して決定し、それが適切に行われているかをチェックしています。町議会の役割は、町民の意思を町政に反映させることにあります。



議会の運営

本会議

全ての議員によって構成される会議のことを「本会議」といい、定例会や臨時会があります。定例会は、年4回(3月、6月、9月、12月)定期的に招集されます。臨時会は、必要があるときに特定の事件を審査するために招集されます。

本会議では、町長から出された議案などの審議や一般質問が行われます。議会の最終的な意思決定は全てここで行われます。

常任委員会

- 町の事務を合理的・効率的に調査するため、分野別に次の3つの委員会が条例により設置されています。議員は必ず1つの委員会に所属しなければなりません。
- ◆総務文教常任委員会～まちづくり、防災、税金、教育等に関すること
 - ◆経済建設常任委員会～農業、観光、水道、土木、公営住宅等に関すること
 - ◆民生常任委員会～戸籍、国保、環境、医療、保健等に関すること

特別委員会

特に必要がある場合に議会の議決により設置されるもので、本会議から付託された特定の事件について審査、調査を行います。

- ◆広報特別委員会～議会だよりの編集
- ◆予算審査特別委員会～予算を総合的、重点的に審査するために設置されるもので、一問一答方式の質疑により、議論を深めます。
構成委員：議長を除く全議員
開催期間：通常、3月定例会中(5日間程度)
- ◆決算審査特別委員会～前年度の決算を審査するため設置されるもので、予算が適正に執行されたか、どのような成果があったのかなどを審査します。
構成委員：議長および議会選出の監査委員を除く全議員
開催期間：通常、9月定例会中(5日間程度)

議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るために設置されており、会期、日程、議会の運営方針などについて協議しています。また、音更町議会では、議会活性化の方策についても話し合われています。

請願・陳情の仕組み

憲法第16条で認められた権利として、住民が議会に対して自らの希望を述べる行為が「請願」です。「陳情」も住民が議会に対し何らかの要望をするものですが、法令の定めはありません。請願には「紹介議員」が必要ですが、陳情は法的根拠をもたないため紹介議員は必要としません。本町議会では、請願も陳情も委員会に付託の上審査しており、実質的には同じ扱いです。

傍聴しませんか

議会の会議は、本会議、委員会とも公開です。また、議員協議会も原則公開としています。「百聞は一見に如かず」本町で今何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度傍聴においでください。議場や会議室入口で住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に中に入ることができます。会議日程は、町のホームページ、新聞に掲載されますが、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。



▶町民との意見交換の場「議場でひとこと」